

平成23年金融商品取引法等改正（6ヶ月以内施行） に係る政令・内閣府令案の概要

**平成23年8月
金融庁総務企画局**

保険会社のグループ内における業務の代理・事務の代行の届出制への移行

同一グループ内での業務の代理・事務の代行

背景

保険会社による、他の保険会社その他金融業を行う者の業務の代理・事務の代行（業務代理等）は、認可が必要であるが、これを同一グループ内にも適用することは、経営資源の有効活用や顧客の利便性向上に支障となっているとの指摘。

改正の概要

業務代理等が同一グループ内で行われる場合は、届出のみで可能に。

効果

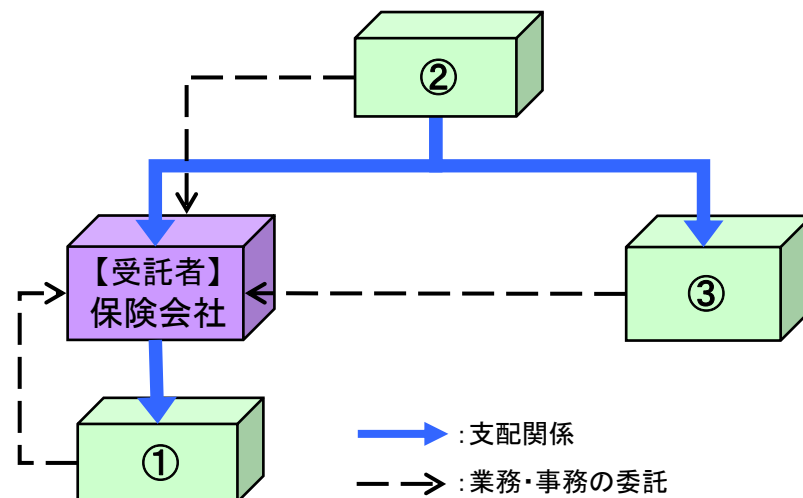
経営資源の有効活用とともに円滑かつ機動的なグループ経営が可能となる。

府令案のポイント

同一グループとなる当該保険会社と「密接な関係を有する者」

- ①当該保険会社の子法人等
- ②当該保険会社の議決権の50%超の保有者である保険主要株主及びそれ以外の当該保険会社の親法人等である保険会社等
- ③当該保険会社を子会社とする保険持株会社の子法人等（当該子法人等が保険会社等である場合は、その親法人等は保険持株会社に限らない）

※他の法人等の株主総会等の意思決定機関を支配している法人等を「親法人等」といい、親法人等に意思決定機関を支配されている法人等を「子法人等」という。



▶外国保険会社等についても、保険会社に準じてグループの範囲を規定。

資産流動化スキームに係る規制の弾力化

資産流動化スキームの使い勝手の向上

背景・効果

資産流動化スキームの使い勝手を向上させ、不動産市場活性化等を図る

改正の概要

- ①資産流動化計画変更に係る規制の緩和
- ②資産取得に係る規制の見直し
- ③資金調達に係る規制の見直し

①資産流動化計画変更に係る規制の緩和

③資金調達に係る規制の見直し

当局 届出（策定・変更時）

資産流動化計画
（策定・変更には関係者の同意等が必要）

売主 取得

②資産取得に係る規制の見直し



政令・内閣府令案のポイント

資産流動化計画の変更に係る届出が免除となる「軽微な変更」(新設)

資産流動化スキームの根幹に関わらない事項を列挙。

- ・ 優先出資・特定社債の発行時期
- ・ 特定資産の取得時期 等

資産取得に際し、信託設定義務等が免除される「従たる特定資産」(新設)

主たる特定資産である不動産に付随する動産等であって、当該不動産と一体として使用され、その収益の確保に寄与するもの、と規定。

一例として、

- ・ ホテルにおける什器・備品
- ・ デパートのフードコートの椅子 等

つなぎ資金等の借入れ (特定借入れ以外の借入れ)に係る要件の緩和

- ・ 借入先を適格機関投資家に限定する旨の要件の撤廃 等

その他、イスラム債等の発行促進のため、社債的受益権の発行条件を整備。
(変動金利による分配を受ける受益権の容認等)

無登録業者による未公開株等の取引に関する対応(民事ルールの創設)

取引の無効ルールの創設

背景

金融商品取引法上の登録を受けていない業者が、
未公開株等について「上場間近で必ず儲かる」などと勧誘を行い、
高齢者等に対して不当な高値で売り付けるといった事例が多発
※未公開株に関する相談件数(国民生活センター調べ)
2007年度:2,616件 2008年度:3,071件 2009年度:6,115件 2010年度:8,527件

改正の概要

無登録業者が未公開有価証券の売付けを行った場合、
その売買契約を無効に

※ただし、無登録業者が不当な利益を得る行為でないこと
を立証した場合に限り、当該契約を有効とする

効果

- ・ 国民生活センター等による、無登録業者に対する代金返還交渉の仲介が容易に
- ・ 裁判での被害者の立証責任が軽減される
- ・ 裁判所による無登録業者の資産の散逸を防ぐための保全命令の迅速な発出が可能に 等

政令案の ポイント

対象となる有価証券

被害の発生状況等を踏まえて、以下の有価証券を規定

- ・ 社債
- ・ 株式
- ・ 新株予約権
- ・ 上記と同様の性質を有する外国証券

上記有価証券のうち、対象から除外されるもの

投資者が、有価証券の売買価格や発行者情報を容易に取得し得るものを除外

- ・ 上場有価証券(法律事項)
- ・ 店頭売買有価証券・取扱有価証券(法律事項)
- ・ 有価証券報告書等の提出会社の発行する社債
- ・ 売出し規制が免除される外国取引所の上場有価証券